

島根地方最低賃金審議会
島根県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
第2回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年10月7日（火）午後1時00分～午後3時30分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果（各業種部分）について
○設定様式について
○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和7年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長となりました藤本でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【係長】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じた資料をお配りしています。

資料ナンバー1が2枚もので、設定様式、資料ナンバー2が1枚もので、令和6年度特定最低賃金改定状況（機械）、資料ナンバー3が2枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移です。

そのほか、参考資料として机上におかせていただいていますが、4種類の資料をお配りしています。まず1点目のリーフレットは、最低賃金額を周知するもので、本年度はタレントの近藤春菜さんを起用しています。

2点目は、ホチキス止めした資料で、表紙に「令和7年最低賃金に関する

基礎調査結果報告書（はん用機械）」とあるものが、先日9月22日の合同会議でお配りした部会別の基礎調査結果表の差替資料となります。合同会議でお配りした部会別資料のうち、インデックスナンバー2の資料に、内容の誤りや、ページ番号の誤りがありましたので、お手数ですが、こちらと差替えをお願いいたします。

3点目は「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数」として、未満労働者のサンプル数について作成した表となります。

4点目は、既にお配りしており重複となる委員様もおられるかと思いますが、「令和7年度賃金改定状況調査」です。審議のご参考とされてください。以上です。

（ 資料確認 ）

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【係長】 本日は、皆様ご出席いただきしております、最低賃金審議会令の規定第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開しております。

9月22日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公

開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果、各業種部分について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明してください。

【指導官】 私から、今年度行いました、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、以下、機械と言いますが、機械に係る基礎調査結果についての主要事項についてご説明いたします。

調査結果の詳細につきましては、本日お配りしました差し替え版の「令和7年最低賃金に関する基礎調査結果報告書」をご覧ください。まずはこちらによりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。設定しております「機械」の適用業種につきまして、事業所数及び労働者数を見てみると、3ページ第2表の下に（参考）として記載しておりますとおり「106事業所で2,825人」となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところで、100事業所に調査票を発送し、68事業所から回答がありました。

このうち、労働者がいないなど調査対象外を除いた65事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思います。

まずは資料の11ページをご覧ください。

11ページをご覧いただきますと図2として「機械」の賃金分布（時間額換算）をグラフにしたものがございます。

横向きの棒グラフとなっておりますが、時間額1,100円以上の割合は、82.9%で、1,100円未満は17.1%となっております。

次に、資料7ページに戻っていただきますと、横向きの棒グラフがございまして、こちらは調査対象の全産業についての賃金分布となっております。

こちらをご覧いただきますと、時間換算 1, 100 円以上の割合は、62.5% となっており、1, 100 円未満は、37.5% となっておりますので、全産業と比べれば、機械は高い分布の傾向となっております。

なお、資料 30 ページ第 28 表にある特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計（上の表）では、1, 203 円に対して、機械（下の表）では、1, 389 円となっており、この中位数を見ても機械の賃金分布は全産業と比べれば高くなっています。

続きまして、資料の 31 ページをご覧いただきますと、こちらでは、第 29 表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と、機械の状況を表にしております。

中の数字を見てみると、機械の月 1 人当たり労働時間数は、対前年比でマイナス 1.2 パーセントとなっており、時間当たりの平均の賃金額についてはプラス 8.3 パーセントとなっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、そのほか、9月 22 日に開催しました合同部会でお配りした部会別資料の青いインデックスナンバー 3 の終わりに、参考資料 3 として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」をつけていますが、この表の基となります実数値（サンプル数）につきましては、本日配付の資料の中に参考資料で A4 の 1 枚もので「最低賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数」をお配りしています。詳細につきましては、現在、機械の特定最低賃金額は 1, 068 円ですが、今回の調査において、その特定最低賃金を下回る、未満者のサンプル件数としては 90 人、事業場数は 29 件となっています。内訳としては、男性が 57 人で女性が 33 人で、年齢は 10 代から 60 代まで様々です。給与形態は、月給者が 83 人、日給者が 1 人、時間給が 6 人となっています。月給者の方が圧倒的に多いんですが、この月給未満者 83 人の中には、月給 18 万円以上の方が 50 人いまして、この基礎調査は、6 月分賃金の調査を行っていますので、6 月は祝祭日もなく、所定労働日数が多いために、月給を時間換算した場合に最賃割れとなってしまった方がある程度おられるのではないかと考えられます。これら月給未満者の方の 1 か月労働時間が平均で 180 時間以上となっていることからも、このことが伺えます。

時間給の未満者 6 人については、時給 962 円から 1,000 円の方で、全員が県最賃以上ではあるので、おそらく特定最賃が適用になる事業場とは思っておられない可能性もあります。基礎調査結果の説明については以上となります。

また、本日の会議資料として、赤のインデックスナンバー 2 に令和 6 年度における全国での機械の改定状況をお付けしておりますので、ご審議の参考としていただければと思います。

以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

(なし)

【部会長】 それでは事務局は、会議次第 3 の設定様式について説明してください。

【指導官】 お配りしました資料ナンバー 1 をご覧ください。

設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものです。

今年度においては、適用労働者の範囲の変更に係る申出がありましたので、申出内容を反映した様式を作成いたしました。また、参考として 2 枚目に、現行の、昨年までの様式をお示ししています。

まずは 2 枚目の昨年度までの参考様式をご覧ください。表面の最後のあたり、こちらで赤文字で示している部分、3 のカッコ 3、口の「選別、検数、結束又は包装の業務」及びハの「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」について、今回、特定最低賃金の適用対象とする、つまり除外業務からは削除する旨の申出がありましたので、今年度の設定様式については、これらを削除したものを作成しております。

今年度は、こちらの内容でご審議のほどよろしくお願ひします。

【部会長】 設定様式についてご意見をお願いします。

(なし)

【部会長】 それでは、事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。
それでは資料ナンバー 1 の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 会議次第 4 の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

【青木委員】 はい。疎明資料を作成してまいりましたので、それに基づいて述べさせていただきます。

(疎明資料を配付)

【青木委員】 連合島根の青木でございます。私の方から疎明資料に基づいて主張させていただきたいと思います。

令和 7 年度の島根地方最低賃金審議会は、全会一致での決議とはならなかつたものの、中央の目安を上回り過去最大の引き上げ額の 71 円で結審いたしました。

若者の県外流出に歯止めをかけ、持続可能な島根県経済を作っていくこと、都市部との賃金格差をなくしていくことを目指しまして地域間格差の是正に寄与するとともに、最賃近傍で働く方へのセーフティーネットとして最大限考慮したものであったと思っています。

さて、我が国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しているとされております。このような状況におきまして、今後は長らく続いたデフレ基調から脱却し、経済回復を自律的な成長軌道へと転換していくことが求められます。そのためには、人への継続的投資が最も必要でありまして、最低賃金の引上げは重要な要素と位置付けられます。

とりわけ松江市の消費者物価指数、生鮮食品を除く総合でございますが、

本年7月分が前年同月比で1.4パーセント、8月分が2.2パーセントそれぞれ上昇しています。最賃近傍で働く労働者の生活はますます、相当に厳しくなっておりまます。

また、県内新卒者や若者の県外流出には歯止めが掛からず、今こそ労働者人口の流出に歯止めを掛けなければ島根県のはん用機械器具他の将来展望は見えません。

さらに少子高齢化、人口減少が進んでいることで、企業の人手不足が深刻化している状況でございます。

労働者の代表といたしまして、はん用機械器具の最低賃金審議に臨むにあたり、当該産業において抱えている課題や実力、将来性について認識する機会と捉え、当該産業で働く者の代表として最低賃金近傍で生活する労働者の視点で主張をし、真摯な論議をして参る所存です。公益の先生方のお導きのもと、円満に結審できますようお願い申し上げます。

以下に、はん用機械器具等の最賃への意見を附して最低賃金引き上げを図ってまいりたく存じます。

まず、現状認識でございますが、島根県の経済動向7月につきまして、「島根県の経済は一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」「個人消費は持ち直している。」とされています。

また、生産活動におきまして、はん用・生産用・工業用機械は、省力化投資の需要が堅調なことなどから、生産・出荷台数が増加しているとしております。

また、鉱工業生産指数7月においても3か月連続で前年同月を上回つていると結果が出ております。

特定産業別最低賃金においても、地賃の決定基準と同様に労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力の3要素を大切にしながら、賃上げに向けた前向きな論議をしていくべきと考えております。

はん用機械の現状として3つ、掲げさせていただきました。

1つ目は、昨年のことを書いておりますが、58円の引上げを全会一致で結審いたしまして時間当たり1,068円となりました。この58円引き上げられたことによって、近隣県との地域間格差が縮まったことは評価に値し

ますが、若者の都会地への流出に歯止めが掛かったとは言い切れないと思っております。島根県のはん用機械が発展するためには、優秀な人材が他県に流出することを防ぎ、県内でその能力を発揮したいと思える環境を今以上に構築する必要があると考えております。

2つ目といたしましては、本年7月分の島根県内で働く人1人当たりの現金給与総額、これが前年同月比でマイナスとなっております。一方で製造業については、前年同月比でプラスとなっておりまして、継続して前年同月を上回る状況で推移しております。また、基礎調査結果によりますと、時間当たり1,100円以上が全体の8割を超えているということでございます。支払能力も持ち合わせていると推察されると思っております。

3つ目ですが、公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや、産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化など鑑みると、特定最低賃金の意義や必要性は高まっていると思っております。したがいまして、他の産業より島根県のはん用機械器具等が高い水準の賃金を設定することで、企業、産業の魅力を高めていかなければならないと思っております。これについては、労働力人口減少社会を迎えた島根県にとって大変重要であると考えております。

要求でございますが、この分野で働く特定最低賃金対象労働者の雇用の維持と賃金の底上げが必要と考えており、総合的に勘案して今年度の審議において「93円」の引き上げを要求します。

この審議における時間額引き上げは、最賃近傍で働くすべての方へのメッセージとなりうるものであり、若者の都会地への流出に歯止めをかけ島根県のモノづくり産業である「はん用機械」の発展に必要な額であることを申し上げ、労側の主張といたします。よろしくお願ひいたします。

【部会長】 労側からその他の意見はございますでしょうか。

(なし)

【部会長】 つづきまして、使側委員から基本的な意見はいかがですか。

【森脇委員】 はい。ご意見は参考にさせていただきたいと思っています。

このご意見の中にもちょっと触れてありましたけども、やっぱり関税の問題というのは結構あって、関税の問題と中国の状況ということを踏まえると、グローバルな視点で考えるとですね、需給ギャップが供給過多になっている可能性が非常に多いという話だと思ってまして、好循環を生んでないと思っています。要は機械需要というのがまだ弱い。設備投資意欲が弱いというふうに私は見ておりまして、この辺がですね、好循環で需要も増えて、それにつれて供給も増えてっていう好循環を迎えるれば、この産業そのものが発展していくという話であると思っておりまして、相手が国内だけの話ではないということもご理解しておいていただきたいというふうに考えております。需給ギャップが非常に厳しいかなという話が。

それから、あと今年は根拠がない賃上げというか、最低賃金の引上げだと思っておりまして、実績等がどのように、現在の状況を踏まえてどういうふうに上げていくかということを、上げることそのものを否定するもわけではないので、賃上げを否定するわけではないんですが、どの程度っていうところがきちんと慎重に判断したいというふうに思っています。

具体的な話はあとで使用者側委員のお二人から少しコメントを出していくだきたいたいと思ってますので。

私の話は以上です。

【達委員】 今、いみじくも理由なき賃上げというのが森脇委員から出ましたけど、実は私、日記代わりにフェイスブックやってまして、フェイスブックは毎年同じ日の出来事が、前の年のやつが出てくるんですね。今日たまたまそれを見たら、2021年、ちょうど4年前ですけども結審してるですよ。その時ですね、いくらで結審したかわかんないですけど、この時は中央審の答申が28円だった時に島根県の最賃が32円で、言ってみればいきなり爆上がりした年ですよ。ちょうどどういう時期だったかというと、アベノミクスが奏功して日本経済がよくなってきて、政府の方から賃上げしようぜっていう声が出だして、それで産業界っていう我々のほうも、せっかく景気良くし

てくれたんだから何とか今までできなかった賃上げで、労働者に報いようぜというムードが高まってきた時期だったんですね。

ところが、それなんですけど、この時のコメントを見ると、同じ経営者の仲間からは、「とにかく無理やり最低賃金上げて、それができない中小企業はつぶれろというメッセージだね。」というコメントが入っているのを今日、たまたま朝来がけに見てまして、この頃からちょっと賃上げのあれが始まってるんですけど、ご存じのとおりその後コロナの惨禍に突入しまして、日本経済も壊滅的になったのに賃上げトレンドはずっと続いてきているわけです。

だから、そのころから政府も賃上げというものを政治の道具に使い始めて、役所の方も賃上げというものを原資に社会保険料とかいろんなものを上げてるっていう傾向が強くなつて。よく、減税するときに必ずそのための原資はなんやっていいますけど、賃上げするのにそのための原資はなんやというのがやっぱりあるわけですよね。だからそういう意味では、私はいわゆる経済政策と賃上げというにはセットやと思ってまして。いま、森脇さんが言ったように今は何ら経済をよくするという政策なしの中で、やたらと賃上げばっかりが表に出てきて、非常にどんなもんかなという是有るんです。やっぱりそういう声も聞くんですよね。

確かに賃上げすることによって人材が地方に残つて活性化するけども、その前に企業が無くなつてゐるんじゃないかなっていう。統計ないんですが私の知つてるだけでもかなり周り無くなっちゃつてるんですよね。特に中小、零細の分野がですね。いつの間にか廃業っていうか無くなつてゐるケースが多いんで。ちょっとその辺も考えながらやらなきゃいけないんじゃないかなっていう。

71円引き上げたことで周りの地域間格差無くなつたと評価していひただいてますけれども、結局、ラットレースというか向こうが上げてこっちが上げて、お互いに上げて首の絞め合いをしているような状況になつてゐるんじゃないかなというのが。こんなところで言ってても、しゃあないんやけどね。全国の大きなうねりの中では何のあれもないんですけど。なんだかなと思う今日この頃。

【森脇委員】 あの、記録されてますから。

【達委員】 それで、もう一言いいますと4年前の27円の賃上げの時は、うちら関係なかつたんですよ。あくまで最低賃金の話だよねと。ところが2年ぐらい前からちょっとひっかりはじめましてね。私がこの委員やってるにもかかわらず、その情報入れずに何か月か違反のまま、特にパートの人ですけど最低賃金以下でやってたケースが発生してまして。

いよいよ私たち、中堅まではいかないですけど、この辺まで影響が出てきたなというのが実感です。ちょっと71円というか、今回93円上げられるとちょっと厳しいですね、はっきり言って。すみません、以上です。

【田中委員】 初めて参加させていただきます田中といいます。よろしくお願ひします。いま、やっぱ製造業の現状というのは、私ども東出雲の方でやっておりますけども、要は外国相手にアメリカ相手にやっておられるところが、農機具のメーカーさんですけども大変大きなリストラとかされてまして、大変な状況にあります。

その中で、また、そこをメインに仕事をさせていただいていた中で、なかなか賃上げっていうことになると大変なところではありますけども、やっぱし新しいお客さん等々探しておりますけども、量産工場でやっておりましたけども、なかなかそういう会社が近くにありませんので、なかなか大変なところであります。

機械の組み立てとかそういうとこされてるとこの仕事をもらおうと思っても、なかなか全体に仕事がないところで、取り合いといったらなんんですけども、そういう感じなところがありまして、やっぱし安く出されたところが取られるというところで、こちらの方まで仕事が回ってこなくて、なかなか上げてあげられない、最低賃金上げるって言ってもなかなか大変なところがあるんですけども、今の物価の上昇を見れば何とかして、自社努力をしてでも上げてあげたいという気持ちはありますけども、ちょっと大変なとこですね。

【部会長】 ありがとうございました。

森脇委員、もうよろしいでしょうか。

【森脇委員】 繰り返しますけどね、賃金が先か企業の収益力を回復させるのが先か、といふか要は支払い能力があるかどうかっていうところですね。特に島根県の場合ですね、達委員の方から少し申し上げられたんですが、事業所数が大幅に減ってるんですね。今、手元に県の資料を持ってきてないんですけど、事業所数がピークの3万6千社から今2万事業所ですね。会社じゃなくて事業所数の方でいうと3万6千台が平成の頭くらいだったと思うんですけど。今ちょっとはっきり覚えてなくて申し訳ないんですけど、今2万6千くらい、1万事業所くらい減ってるんです。もちろん就業人口、労働力人口も減ってはいるんですけども。そういう事業所が減ってるっていうことは何が起きてるかっていうと、要は経済力が落ちてるっていう話であって、経済力が落ちるっていうことは、島根県内の域内での付加価値の向上はできない。県外の方から金を引っ張ってくる力がどのくらいあるかっていうところが問われているっていう話になってくるんで。

そうすると、なかなか企業が今後、中小企業が今後上がっていくかどうか、利益を上げてですね、賃金が払えていく形になるかどうかっていうのは非常に厳しいと。かつ島根県の中小企業の労働分配率が80パーセントを超えてる話というのは結構あってですね、そうすると余裕率が20パーセント切ってるんですよね。これ以上賃金が上がると余裕率が10パーセントとかになってきたらどうするんだっていう話がありまして。これは先般、自動車部品の製造業でも言えたんですけど、要は利益を上げて賃金を払うっていう、その利益を上げる方法が、増やす方法がなかなか見つからないというのが実態であるっていうことはご承知おきいただきたいと思ってます。

賃金は上げたいんだけど、賃金を上げることそのものを否定するわけじゃないんだけど、その原資が、原材料も上がっている。そうすると利益をどうやって上げるか、利益で払うんで賃金というのは。別に売り上げで払うわけじゃないんで。利益で払うんで。付加価値で払うって言ったほうがいいのかも。そうすると、それが増やすためには売り上げも増やさなきゃいけないというと、売り上げを増やすっていうことがなかなか難しかったら、利益も

なかなか増えないと。そうすると支払い原資が、賃金の支払い原資が増えないということにもなっていくんで、この辺をどう判断するかっていうのは、これから議論の中での話になってくるという状況です。

【部会長】 ありがとうございました。

労使それぞれから基本的な意見をいただきました。

それぞれの意見を聞かれて、ここでお話しすることができますでしょうか。

(なし)

【部会長】 労側からは金額提示がありましたけれども、使側はこの場でされますか。

【森脇委員】 いいですよ、しますよ。

ずっと同じことを申し上げておりますけども、第4表の2で、賃金改定状況調査報告書の第4表の2の製造業の2. 2パーセントアップで、機械の方が1, 068円ですから2. 2パーセント掛けると23円になるんで、23円ほどはプラスにしたいと思ってます。

これで妥協すれば結構だと思っております。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、この後の公労・公使協議に分かれることになります。

それでは、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

したがいまして、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 それでは、会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額をいただき、当初労働者側が93円、使用者側

が23円の引上げ額の提示でしたが、公労、公使会議において、労働者側から89円の再提示を、使用者側から23円の提示があり、本日の段階では66円の開きがあります。次回会議で更に詰めたいということで、本日はここまでにします。

【部会長】 それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

(なし)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【係長】 ありません。

【部会長】 次回の第3回専門部会は、10月14日火曜日、午後1時からの予定となっています。

できれば次回は結審に向けて審議をしていきたいと思いますが、全会一致で結審できるよう、労側・使側ともにご準備をお願いします。

次回専門部会は、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。